

東日本旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則

平成 13. 10. 31
(東日本旅客鉄道株)
公 告 第 24 号

第 1 編 総 則

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、東日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が、IC チップを内蔵するカード等に記録された金銭的価値等（以下、「Suica」といいます。）の利用者に提供するサービスの内容とその利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第 2 条 Suica によるサービスについては、この規則の定めるところによります。

2 この規則が改定された場合、以後の Suica によるサービスについては、当該改定された規則の定めるところによります。

3 第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 2 項、第 11 条、第 15 条、第 16 条第 1 項から第 4 項、第 17 条、第 43 条、第 44 条及び第 46 条に定める事項については、この規則によらない場合があります。

4 加盟店での商品購入等にかかわる Suica 電子マネーの取扱いについては、「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」（平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。）等の定めるところによります。

5 この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(用語の定義)

第 3 条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「記名 Suica」とは、Suica のうち個人を特定する氏名、性別、生年月日等の情報が記録された Suica をいいます。
- (2) 「無記名 Suica」とは、前号以外の Suica をいいます。
- (3) 「小児用 Suica」とは、小児の利用に供する記名 Suica をいいます。
- (4) 「Suica 媒体」とは、Suica として使用できる当社所定の情報記録媒体をいいます。
- (5) 「SF」とは、当社が相当の対価を得て、Suica に記録した金銭的価値をいいます。
- (6) 「チャージ」とは、当社の定める方法で Suica に SF を積み増しすることをいいます。
- (7) 「デポジット」とは、当社が利用者に Suica 媒体を貸与するに際し、貸与終了時に返却することを条件に収受する金銭をいいます。
- (8) 「IC カード乗車券」とは、本規則に基づき旅客の運送等のサービスを受けられる Suica をいいます。
- (9) 「Suica 乗車券」とは、IC カード乗車券のうち Suica 定期乗車券、Suica 特別車両券及び Suica 企画乗車券以外のものをいいます。
- (10) 「Suica 定期乗車券」とは、第 26 条に基づき発売する定期乗車券の情報が記録された IC カード乗車券であって、東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 4 号。以下、「旅客規則」といいます。）に定める定期乗車券に準じて取り

扱うものをいいます。

- (11) 「Suica 特別車両券」とは、第 27 条に基づき Suica 定期乗車券、Suica 企画乗車券又は Suica 乗車券に発売する IC カード乗車券であって、旅客規則に定める特別車両券に準じて取り扱うものをいいます。
 - (12) 「Suica 企画乗車券」とは、第 27 条の 2 に基づき発売する特別企画乗車券の情報が記録された IC カード乗車券であって、旅客規則第 22 条の 2 に定める当社が特別の運送条件を定めた乗車券類に準じて取り扱うものをいいます。
 - (13) 「自動改札機」とは、IC カード乗車券の改札を行う改札機をいいます。このうち、ゲート式の自動改札機以外を「簡易 Suica 改札機」といいます。
 - (14) 「最低運賃相当額」とは、第 28 条に規定する IC 運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用するもののうち、旅客規則第 73 条第 1 項に規定する旅客の区分ごとに最も低額なものをいいます。
 - (15) 「Suica 入場サービス」とは、第 54 条の 2 に定める Suica の SF を利用して駅構内に入場するサービスをいいます。
 - (16) 「旅客鉄道会社」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社をいいます。
 - (17) 「旅客鉄道会社線」とは、旅客鉄道会社の経営する鉄道をいいます。
 - (18) 「鉄道会社線」とは、旅客鉄道会社以外の鉄道会社の経営する鉄道をいいます。
- 2 この規則に定めのない用語の定義については、旅客規則の定めるところによるものとします。

(契約の成立時期)

第 4 条 本規則に基づく Suica に係る契約の成立時期は、当社が旅客に Suica を交付したときとします。

(Suica カードの貸与及び所有権)

第 5 条 利用者から Suica の利用の申込みがあった場合は、当社は、Suica として使用できる当社所定のカード型情報記録媒体（以下、「Suica カード」といいます。）を利用者に貸与します。

- 2 前項の場合、Suica カードの所有権は当社に帰属します。
- 3 前 2 項の場合、利用者は、Suica カードが不要となったとき又は IC カード乗車券が無効となったとき若しくはその使用資格を失ったときは、当該 Suica カードを当社に返却しなければなりません。

(デポジット)

第 6 条 前条の規定により、当社は、Suica カードを利用者に貸与する場合、デポジットとして Suica カード 1 枚につき 500 円を現金で収受します。

- 2 当社が貸与した Suica カードを、利用者が当社に返却したときは、第 11 条、第 43 条、第 44 条及び第 46 条に定める場合を除き、デポジットを返却します。
- 3 デポジットは SF の使用等に充当することはできません。

(Suica の発売)

第 7 条 第 5 条の規定により当社が利用者に Suica カードを貸与する場合は、当社は、別に定める方法により、あらかじめ SF をチャージした Suica カードを貸与するものとし、利用者から SF 相当額とデポジットを収受します（以下、この取扱いを「Suica の発売」といいます。）。

- 2 利用者は、記名 Suica の発売の申込みに際しては、氏名、生年月日及び性別を記載した別に定める申込書を提出しなければなりません（利用者が操作する機器によって申込みをする場合は、

氏名、生年月日及び性別を発売機によって登録しなければなりません。)

- 3 利用者は、小児用 Suica の発売の申込みに際しては、当社が別に定める申込書を提出し、かつ係員に公的証明書等を呈示し、当該小児用 Suica の利用者が小児であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、当該小児用 Suica の利用者が満 12 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 Suica として使用できる小児用 Suica を利用者に発売します。
- 4 小児が複数の小児用 Suica を購入することはできません。
- 5 小児が第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する当社以外の事業者が発行した小児用の IC カードを既に所持している場合、小児用 Suica を購入することはできません。

(変更)

- 第 8 条 無記名 Suica は、記名 Suica に変更することができます。この場合、前条第 2 項の取扱いを準用します。
- 2 前項の規定にかかわらず、無記名 Suica を小児用 Suica に変更する場合、前条第 2 項の取扱いのうち、利用者が操作する発売機による取扱いはしません。
 - 3 小児用 Suica の有効期限を経過したときは、以後当該小児用 Suica を使用することはできません。この場合、当該小児用 Suica は、当社が別に定めるところにより小児用 Suica 以外の記名 Suica への変更又は第 15 条の規定により払いもどしを行うことができます。
 - 4 小児が小児用 Suica 等（第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する当社以外の事業者が発行した小児用の IC カードを含む。）を既に所持している場合、他の無記名 Suica を小児用 Suica に変更することはできません。

(制限事項等)

- 第 9 条 偽造、変造又は不正に作成された Suica を使用することはできません。

(制限又は停止)

- 第 10 条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、Suica の発売若しくは再発行等の箇所、枚数、時間又は方法を制限又は停止することがあります。
- 2 Suica の改良その他当社が適切と認める場合には、当社は Suica の利用者に Suica の交換及びそれに相当する措置を求めることがあります。この場合、利用者は交換等に応じるものとします。
 - 3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

(失効)

- 第 11 条 Suica の発売若しくは交換、SF の使用、SF のチャージ、Suica 定期乗車券の購入、払いもどし若しくは更新、Suica 特別車両券の購入若しくは払いもどし、Suica 企画乗車券の購入若しくは払いもどし又は Suica の再発行の請求に基づく使用停止措置のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10 年間これらの取扱いが行われない場合には、Suica に係る利用者の権利は失効します。
- 2 故意に Suica を破損させ、本規則の定めるサービスの提供に支障を生じさせた場合には、当該 Suica に係る利用者の権利は失効します。

(チャージ)

- 第 12 条 Suica には、Suica の処理が可能な自動券売機（指定席券売機を除きます。）及び多機能券売機（以下、これらを「乗車券類発売機」といいます。）、のりこし精算機及びのりつき精算機（以下、これらを「自動精算機」といいます。）等によってチャージすることができます。ただし、Suica 1 枚あたりの SF の残額は 20,000 円を超えることはできません。

(SF 残額の確認)

第 13 条 Suica の SF 残額は、Suica の処理が可能な自動改札機（特別車両に設備された自動改札機（以下、「車内改札機」といいます。）を除きます。）、乗車券類発売機又は自動精算機等によって確認することができます。

(SF 利用履歴の確認)

第 14 条 Suica に関する利用履歴は、乗車券類発売機等によって次の各号に定めるとおり確認することができます。

- (1) 利用履歴の内容は、SF を使用して乗車若しくは入出場し、精算し又は乗車券類等との引換えを行った場合の取扱月日、取扱箇所（又は運賃收受区間）、取扱後の SF 残額、Suica 特別車両券の購入を行った場合の取扱月日、有効区間、取扱後の SF 残額、チャージを行った場合の取扱月日、取扱後の SF 残額及び SF を使用して商品購入等を行った場合の取扱月日、取扱後の SF 残額とします。
- (2) 26 週間を経過した利用履歴は、確認することはできません。
- (3) 利用履歴の印字は、最近の利用履歴から 100 件までさかのぼることができます。この場合、利用履歴の印字による確認は、以下のものを除き乗車券類発売機等によって行うことができます。ただし、駅により利用履歴の印字による確認ができない場合があります。
 - ア 印字当日に 21 回以上 SF を利用した場合（入場から出場するまでを 1 回と数えます。）で、20 回を超える利用履歴
 - イ 出場処理がされていない利用履歴
 - ウ 自動改札機による改札の処理が完全に行われなかったときの利用履歴
 - エ その他、取扱機器による処理が完全に行われなかったときの利用履歴
- (4) 利用履歴の表示は、最近の利用履歴から 20 件まで表示します。ただし、前号ア～エの場合は表示による確認はできません。

(払いもどし)

- 第 15 条 Suica が不要となった場合は、利用者は当社が指定する駅に Suica カードを返却し、SF 残額（10 円未満のは数がある場合は、10 円単位に切り上げた額。以下、本条において同じ。）を一括して払いもどしの請求をすることができます。この場合、Suica 1 枚につき手数料として 220 円（SF 残額が 220 円に満たない場合はその額）を支払うものとします。
- 2 記名 Suica の払いもどしは、別に定める申込書の提出及び公的証明書等の呈示により払いもどしを請求する利用者が当該記名 Suica の記名人本人であることを証明した場合に取り扱います。ただし、別に定めるところにより、当該記名 Suica の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。
 - 3 Suica 定期乗車券が発売されている Suica が不要となった場合は、第 1 項の規定にかかわらず、第 47 条第 1 号又は第 2 号の規定による定期乗車券の払いもどし額と SF 残額との合算額を払いもどします。この場合、Suica 1 枚につき手数料として 220 円（定期乗車券の払いもどし額と SF 残額との合算額が 220 円に満たない場合はその額）を支払うものとします。
 - 4 Suica 特別車両券が発売されている Suica を払いもどす場合は、第 49 条に規定する取扱いを行った後、第 5 項及び前各項の取扱いをします。
 - 5 Suica 企画乗車券が発売されている Suica を払いもどす場合は、第 49 条の 3 に規定する取扱いを行った後、第 1 項、第 2 項及び第 4 項の取扱いをします。
 - 6 第 59 条に規定する当社以外の交通事業者が提供するサービスがある Suica は、利用者が当該サービスの解約等の手続きを行った後に限り、前各項の取扱いをします。

(紛失再発行)

第 16 条 記名 Suica の記名人が当該記名 Suica を紛失した場合は、次の各号の条件を満たすときに限って、当社は記名人の再発行の請求に基づいて、請求日翌日の窓口営業開始時間までに紛失した記名 Suica の使用停止措置を行い、14 日以内に再発行を行います。ただし、当該記名 Suica に発売した Suica 特別車両券がある場合は、当該 Suica 特別車両券の再発行は行いません。

- (1) 再発行の請求に際して、記名人が別に定める申込書を Suica を取り扱う駅に提出し、かつ公的証明書等を呈示して当該記名 Suica の記名人本人であることを証明できること
 - (2) 再発行する記名 Suica の引取りに際して、前号の手続きを行った記名人が記名 Suica の紛失再発行を行う駅に公的証明書等を呈示し、当該記名 Suica の記名人本人であることを証明できること
 - (3) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること
- 2 当社は、前項により再発行する記名 Suica 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受します。また、第 6 条第 1 項に規定するデポジットを収受します。
- 3 当社が、記名 Suica の再発行の請求を受け付けた後、利用者はこれを取り消すことはできません。
- 4 第 1 項に規定した期間内に、再発行する Suica の引取りが行われない場合、当社は、当該請求に基づく Suica の交付は行いません。
- 5 利用者は、第 11 条第 1 項の規定により失効した Suica の再発行の請求はできません。
- 6 記名 Suica の使用停止措置を行った場合、当該措置を行った記名 Suica を利用者が再び利用することはできません。また、この場合、再発行する記名 Suica の交付を受けない限り、利用者は、使用停止措置を行った記名 Suica で受けていたいずれのサービスも受けることができません。
- 7 無記名 Suica については、いかなる場合においても、第 1 項の規定による紛失再発行及び使用停止措置の取扱いを行いません。

(障害再発行)

第 17 条 Suica の破損等によって自動改札機での使用、乗車券類発売機若しくは Suica の処理が可能な指定席券売機並びに車内補充券発行機による乗車券類等との引換え又は自動精算機による精算が不能となった場合で、利用者が当該 Suica とともに別に定める申込書を Suica の障害再発行を行う駅に提出したときは、その原因が利用者の故意又は重大な過失であると認められる場合を除き、当社は請求日翌日の窓口営業開始時間までに当該 Suica の使用停止措置を行い、14 日以内に再発行を行います。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は再発行は行いません。また、当該 Suica に発売した Suica 特別車両券がある場合は、当該 Suica 特別車両券の再発行は行いません。

(免責事項)

- 第 18 条 当社は、Suica の取扱いについて、取扱時に当該 Suica を所持していた者以外に対する責めを負いません。なお、当該 Suica が記名 Suica の場合、当該記名 Suica を当該記名人以外が所持していたときは、当社は当該記名人以外の者の利用について、当該記名人に対する責めを負いません。
- 2 当社が本規則において定める場合又は特に定める場合を除き、利用者が Suica 媒体により便益を取得したことによって又は Suica 媒体により取得した便益を喪失若しくは享受しえなくなったことによって、利用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切その責めを負いません。
- 3 当社は紛失再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。紛失再発行の請求から使用停止措置が完了するまでの間に、当該記名 Suica の払いもどしや SF の使用等があった場合、当社はそれらを補償する責めを負いません。

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通則

(IC カード乗車券による旅客の運送等)

第 19 条 IC カード乗車券による当社線にかかわる旅客の運送等については、この編の定めるところによります。

(運送契約の成立時期)

第 20 条 IC カード乗車券による個別の運送契約の成立時期は、旅客が駅において乗車の際に自動改札機によって IC カード乗車券の改札を受けたときとします。

2 前項の定めにかかわらず、Suica 定期乗車券、Suica 特別車両券又は Suica 企画乗車券による個別の運送契約の成立時期は、Suica 定期乗車券、Suica 特別車両券又は Suica 企画乗車券を購入したときとします。

3 第 54 条の 2 に定める Suica 入場サービスを利用する場合、第 1 項の定めによるほか、出場時に当該サービスによる契約が成立するものとします。

(Suica 定期乗車券における定期乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降の取扱い)

第 21 条 Suica 定期乗車券を定期乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は Suica 乗車券として取り扱います。

(Suica 企画乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降の取扱い)

第 21 条の 2 Suica 企画乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は Suica 乗車券として取り扱います。

(使用方法)

第 22 条 旅客は、IC カード乗車券を用いて乗車するときは、自動改札機による改札（新幹線停車駅における新幹線用の乗継改札機での改札を含む。以下、同じ。）を受けて駅に入場し、同一の IC カード乗車券により自動改札機による改札を受けて、駅から出場しなければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、旅客は、IC カード乗車券の SF を乗車券類発売機若しくは指定席券売機及び車内補充券発行機によって乗車券類等と引換えることができます。ただし、定期乗車券又は別の Suica との引換えはできません。また、入場記録のない Suica 乗車券の SF は、Suica の処理が可能な自動精算機及び窓口精算機（以下、これらを「精算機」といいます。）によって他の乗車券にかかわる精算を行う場合の精算に相当する額に充当することができます。

3 乗車券類発売機又は精算機によって前項の取扱いをする場合であって、SF 残額が引き換える乗車券類等に相当する額又は精算に相当する額に満たない場合は、別に現金、旅客規則第 306 条に規定するオレンジカード（以下、「オレンジカード」といいます。）の残額、東日本旅客鉄道株式会社イオカード取扱規則（平成 19 年 2 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 28 号。）に定めるイオカード（以下、「イオカード」といいます。）の SF 又は他の IC カード乗車券の SF を当該乗車券類発売機又は精算機に充当することにより、乗車券類等と引換え又は精算することができます。ただし、オレンジカード及びイオカードの SF を Suica 特別車両券及び Suica 企画乗車券との引換えに充当することはできません。また、乗車券類発売機及び自動精算機においては、処理する

オレンジカード、イオカード又は他の IC カード乗車券の枚数を制限する場合があります。なお、乗車券類発売機及び自動精算機において別にオレンジカード又はイオカードを使用した場合、当該オレンジカード又はイオカードを優先して処理を行います。

- 4 前2項の場合、IC カード乗車券の10円未満のSFは、運賃等に充当することはできません。
- 5 Suica 特別車両券によって特別車両に乗車する場合、車内改札機又は乗務員による改札を受けなければなりません。また、別に定めるところにより2個以上の特別車両に途中出場しないで乗車する場合は、先乗列車を下車する際及び後乗列車に乗車する際それぞれに車内改札機による改札を受けなければなりません。

(取扱区間)

第23条 IC カード乗車券の取扱区間は、次の各号に定める区間又は駅の相互間とします。ただし、各号に定める区間又は駅をまたがって乗車することはできません。

- (1) 別表第1号に定める区間
 - (2) 別表第1号の2に定めるSuica乗車可能駅の各駅相互間（ただし同表に定めるSuica乗車可能区間を経由する場合に限りします。）
 - (3) 別表第1号に定める区間内の各駅と別表第1号の2に定めるSuica乗車可能駅相互間（別表第1号の2に定めるSuica乗車可能区間を経由する場合に限りします。）
 - (4) 別表第2号に定める区間
 - (5) 別表第2号の2に定めるSuica乗車可能駅の各駅相互間（ただし同表に定めるSuica乗車可能区間を経由する場合に限りします。）
 - (6) 別表第2号に定める区間内の各駅と別表第2号の2に定めるSuica乗車可能駅相互間（別表第2号の2に定めるSuica乗車可能区間を経由する場合に限りします。）
 - (7) 別表第3号に定める区間
 - (8) 別表第3号の2に定めるSuica乗車可能駅の各駅相互間（ただし同表に定めるSuica乗車可能区間を経由する場合に限りします。）
 - (9) 別表第3号に定める区間内の各駅と別表第3号の2に定めるSuica乗車可能駅相互間（別表第3号の2に定めるSuica乗車可能区間を経由する場合に限りします。）
- 2 Suica 特別車両券の取扱区間は、別表第4号に定める区間とします。
 - 3 前2項の定めにかかわらず、自動改札機を設置しない改札口及び車内改札機を設備しない特別車両では利用できません。
 - 4 Suica 企画乗車券の取扱区間は、別に定めるものによります。

(取扱区間以外の特殊取扱い)

第23条の2 前条の規定にかかわらず、別表第5号の2に定める駅においては、第7条に規定するSuicaの発売、第15条に規定する払いもどし、第16条に規定する紛失再発行及び第17条に規定する障害再発行の取扱いを行います。

(制限事項等)

- 第24条 1回の乗車につき、2枚以上のICカード乗車券を同時に使用することはできません。
- 2 入場時に使用したICカード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該ICカード乗車券を使用して再び入場することはできません。
 - 3 次の各号の1に該当する場合には、ICカード乗車券を自動改札機で使用することはできません。
 - (1) 入場時のSF残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき（ただし、一部の乗換改札機を利用する場合及びSuica定期乗車券においては券面表示区間内の駅、Suica企画乗車券においては券面表示区間内の駅又は有効区間内の駅から入場する場合を除きます。）
 - (2) 出場時にSF残額が乗車区間のIC運賃に満たないとき

- (3) IC カード乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機による IC カード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき
- (4) 記名 Suica においては、自動改札機による入場若しくは出場、Suica 定期乗車券若しくは Suica 企画乗車券の発売、SF の使用又は SF のチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、当社が別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき
- (5) 出場時に自動改札機によって IC 運賃の減算ができない区間又は経路を乗車したとき
- 4 乗車以外の目的で駅に入場又は駅から出場することはできません。ただし、第 54 条の 2 に定める Suica 入場サービスを利用する場合を除きます。
- 5 他の乗車券と併用して使用することはできません。ただし、Suica 定期乗車券においては券面表示区間内の駅、Suica 企画乗車券においては券面表示区間内の駅又は有効区間内の駅を発駅又は着駅とする乗車券を併用する場合及び新幹線に有効な乗車券類と併用して新幹線用の乗換改札機を使用する場合を除きます。
- 6 記名 Suica は、記名人以外が IC カード乗車券として使用することはできません。
- 7 新幹線の特別急行列車及び奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車には、次の各号に定める場合を除き乗車できません。
 - (1) 当社が別に定めるところにより、別表第 5 号に規定する取扱区間内の新幹線停車駅相互間を Suica 定期乗車券を使用して乗車する場合
 - (2) 第 26 条第 4 項に規定する別に運送条件を定めた Suica 定期乗車券を使用して乗車する場合
 - (3) 前各号のほか当社が別に定めるところにより乗車する場合
- 8 当社線と他の鉄道会社線を直通運転する新幹線以外の特別急行列車（当社線内相互発着となる区間を除きます。）には乗車できません。ただし、当社が別に定める列車を除きます。
- 9 第 23 条第 1 項各号に規定する取扱区間相互間をまたがって乗車することはできません。ただし、同条同項第 3 号、第 6 号及び第 9 号の場合を除きます。
- 10 IC カード乗車券が使用できない他の鉄道会社線を利用することはできません。また、取扱区間内にある駅相互発着となる場合で、当該発着区間内に他の鉄道会社線を含むときであっても、当社が特に認めた場合を除き、全乗車区間について当社線を利用したものとみなして、運賃を収受します。
- 11 記名 Suica は、券面表示事項が不明となったときは IC カード乗車券として使用できません。この場合、当該記名 Suica を発売する駅に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。
- 12 1 枚の IC カード乗車券に発売できる Suica 定期乗車券は 1 枚に限るものとし、Suica 定期乗車券を発売後、当該 Suica 定期乗車券の有効期間を経過するまで又は第 47 条に規定する払いもどしの取扱いを受けるまでは、新たな Suica 定期乗車券は発売できません。
- 13 1 枚の IC カード乗車券で発売できる Suica 特別車両券は乗車 1 回分に限るものとし、Suica 特別車両券を発売後、当該 Suica 特別車両券を使用するまで又は第 48 条第 2 項若しくは第 49 条に規定する払いもどしの取扱いを受けるまでは、新たな Suica 特別車両券は発売できません。
- 14 1 枚の IC カード乗車券に発売できる Suica 企画乗車券は 1 商品に限るものとし、Suica 企画乗車券を発売後、当該 Suica 企画乗車券の有効期間の終了日の翌日以降又は第 49 条の 3 に規定する払いもどしの取扱いを受けるまでは、新たな Suica 企画乗車券は発売できません。
- 15 有効な Suica 定期乗車券が発売されている IC カード乗車券に新たな Suica 企画乗車券は発売できません。また、有効な Suica 企画乗車券が発売されている IC カード乗車券に新たな Suica 定期乗車券は発売できません。
- 16 有効期間が小児用 Suica の有効期限を超える小児用の Suica 企画乗車券は発売できません。
- 17 不正使用に伴い使用停止となった Suica 乗車券、Suica 定期乗車券、Suica 特別車両券又は Suica 企画乗車券を使用することはできません。

(制限又は停止)

第 25 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、乗車区間、乗車経路、乗車方法又は乗車する列車等の制限をすることがあります。

2 前項に基づくサービスの制限に対し、当社はその責めを負いません。

第 2 章 発売

(Suica 定期乗車券の発売)

第 26 条 Suica 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、旅客が所持する記名 Suica に、旅客規則第 35 条及び東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 21 号。以下、「連絡規則」といいます。）第 24 条に規定する通勤定期乗車券、旅客規則第 36 条及び連絡規則第 25 条に規定する通学定期乗車券（旅客規則第 36 条第 4 項及び連絡規則第 25 条第 4 項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます。）並びに旅客規則第 36 条の 2 に規定する特別車両定期乗車券を発売します。ただし、連絡運輸となる Suica 定期乗車券は、連絡規則に定める鉄道会社線のうち第 59 条に規定する鉄道会社線着となるものに限り発売します。また、他の旅客鉄道会社線にまたがる Suica 定期乗車券は、第 61 条第 2 項第 7 号に規定する旅客鉄道会社線発、着又は通過となるものに限り発売します。なお、他の旅客鉄道会社線にまたがり、かつ、連絡運輸となる Suica 定期乗車券は、別表第 5 号の 3 に定める鉄道会社線着となるものに限り発売します。

2 第 23 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号にかかわる Suica 定期乗車券は、発売しません。

3 第 1 項の規定にかかわらず、特別車両に乗車する区間が当社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがる特別車両定期乗車券は、発売しません。

4 前 3 項にかかわらず、別に運送条件を定めた Suica 定期乗車券を発売することがあります。

5 Suica 媒体を所持しない旅客から Suica 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、記名 Suica の発売とあわせて取り扱います。この場合、第 7 条に規定する SF 相当額を収受せずに発売することがあります。

6 無記名 Suica を所持する旅客から Suica 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、記名 Suica への変更とあわせて取り扱います。

7 第 1 項の規定により Suica 定期乗車券を発売する場合は、旅客規則第 37 条及び連絡規則第 26 条の規定を準用することがあるほか、別に定めるところにより取り扱います。

(Suica 特別車両券の発売等)

第 27 条 Suica 特別車両券は、旅客規則第 58 条第 1 項第 2 号ロの規定（ただし、第 23 条第 2 項に定める取扱区間に限ります。）を準用し、Suica 特別車両券を取り扱う乗車券類発売機により、旅客が所持する IC カード乗車券に当該 IC カード乗車券の SF と引換えに発売します。

2 Suica 特別車両券は、有効区間、発売日及び発売額を IC カード乗車券に電子的に記録することにより発売します。

3 Suica 特別車両券に適用する特別車両料金は、旅客規則第 130 条第 1 項第 2 号ハの(イ)の a 又は同条同項同号ハの(ロ)の a に定める額とします。

4 Suica 特別車両券の有効区間、発売日及び発売額は、IC カード乗車券を取り扱う駅に差し出した場合に限り確認できます。

5 Suica 特別車両券は、発売当日から有効となるものに限り発売します。

(Suica 企画乗車券の発売等)

第 27 条の 2 Suica 企画乗車券の購入の申込みがあったときは、旅客が所持する IC カード乗車券に旅客規則第 22 条の 2 に定める当社が特別な運送条件を定めた乗車券類を発売します。

2 Suica 媒体を所持しない旅客から Suica 企画乗車券の購入の申込みがあったときは、Suica の発売とあわせて取り扱います。この場合、第 7 条に規定する SF 相当額を収受せずに発売することがあります。

第 3 章 IC 運賃

(IC 運賃)

第 28 条 旅客が、第 23 条第 1 項に規定する区間内を第 22 条第 1 項の規定により IC カード乗車券の SF を利用して自動改札機から入場し、同一の IC カード乗車券により降車駅の自動改札機から出場する場合の運賃は、次条から第 37 条により算出した額（以下、「IC 運賃」といいます。）とします。

2 IC カード乗車券を他の乗車券と併用した場合は、IC 運賃は適用しません。ただし、第 24 条第 5 項ただし書きの規定による場合を除きます。

(IC 運賃の計算経路等)

第 29 条 IC 運賃の計算上の経路等については、旅客規則第 68 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項、同条第 4 項第 1 号及び第 2 号、第 69 条第 1 項第 2 号から第 5 号、第 70 条、第 70 条の 2 第 2 項（同条第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 5 号にかかるものに限ります。）、第 71 条、第 86 条第 1 号、第 2 号及び第 10 号並びに第 87 条の規定を準用します。

(小児の IC 運賃)

第 30 条 小児の IC 運賃は、大人の IC 運賃を折半し、1 円未満のは数を切捨てて 1 円単位とした額（以下、この方法を「は数整理」といいます。）とします。

(幹線内相互発着の大人の IC 運賃)

第 31 条 旅客規則第 3 条第 1 号の 5 に規定する幹線内相互発着となる場合の大人の IC 運賃は、次の各号により算出した額を合計した額とします。

(1) 旅客規則第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して算出した額

(2) 前号により算出した額に 100 分の 10 を乗じは数整理した額

2 前項の規定によるほか、幹線内相互発着の大人の IC 運賃を算出する場合に適用する営業キロについては、旅客規則第 77 条第 2 項を準用します。

(地方交通線内相互発着の大人の IC 運賃)

第 32 条 旅客規則第 3 条第 1 号の 4 に規定する地方交通線内相互発着となる場合の大人の IC 運賃は、次の各号により算出した額を合計した額とします。

(1) 旅客規則第 77 条の 5 第 1 項に定める賃率を用いて同第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して算出した額

(2) 前号により算出した額に 100 分の 10 を乗じは数整理した額

2 前項の規定によるほか、地方交通線内相互発着の大人の IC 運賃を算出する場合に適用する営業キロについては、旅客規則第 77 条の 5 第 2 項を準用します。

3 第 1 項にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人の IC 運賃のうち、次に定める営業キロの区間の大人の IC 運賃は、次のとおり特定の額とします。

営業キロの区間		大人の IC 運賃
11 kmから	15 kmまで	242 円
16 kmから	20 kmまで	330 円
21 kmから	23 kmまで	418 円
24 kmから	28 kmまで	506 円
33 kmから	37 kmまで	682 円
42 kmから	46 kmまで	858 円
47 kmから	55 kmまで	990 円
56 kmから	64 kmまで	1,166 円
65 kmから	73 kmまで	1,342 円
74 kmから	82 kmまで	1,518 円
83 kmから	91 kmまで	1,694 円
101 kmから	110 kmまで	1,980 円
292 kmから	310 kmまで	5,720 円

(東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃)

第 33 条 旅客規則第 78 条第 1 項第 1 号に規定する東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額を合計した額とします。

- (1) 旅客規則第 78 条第 1 項第 1 号イに規定する賃率を用いて同第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して算出した額
 - (2) 前号により算出した額に 100 分の 10 を乗じは数整理した額
- 2 前項の規定によるほか、東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃を算出する場合に適用する営業キロについては、旅客規則第 77 条第 2 項を準用します。

(電車特定区間内相互発着の大人の IC 運賃)

第 34 条 旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号に規定する東京附近の電車特定区間相互発着（東京山手線内相互発着となるときを除きます。）の大人の IC 運賃は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額を合計した額とします。

- (1) 旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号イに規定する賃率を用いて同第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して算出した額
 - (2) 前号により算出した額に 100 分の 10 を乗じは数整理した額
- 2 前項の規定によるほか、東京附近の電車特定区間相互発着の大人の IC 運賃を算出する場合に適用する営業キロについては、旅客規則第 77 条第 2 項を準用します。

(東京附近の大人の IC 運賃の特定)

第 35 条 第 31 条、第 33 条及び第 34 条の規定にかかわらず、別表第 5 号の 5 に定める駅相互間の大人の IC 運賃は、同表に定める特定の額とします。

(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人の IC 運賃)

第 36 条 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人の IC 運賃は、発着区間の運賃計算キロに基づき、第 31 条の規定を準用して計算した額とします。

(営業キロが 10 キロメートルまでの IC 運賃)

第 37 条 営業キロが 10 キロメートルまでの IC 運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。）
- イ 営業キロが3キロメートル以下の場合
 - 大人 147 円
 - 小児 73 円
 - ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合
 - 大人 189 円
 - 小児 94 円
 - ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合
 - 大人 199 円
 - 小児 99 円
- (2) 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合
- イ 営業キロが3キロメートル以下の場合
 - 大人 136 円
 - 小児 68 円
 - ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合
 - 大人 157 円
 - 小児 78 円
 - ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合
 - 大人 168 円
 - 小児 84 円
- (3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
- イ 営業キロが3キロメートル以下の場合
 - 大人 147 円
 - 小児 73 円
 - ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合
 - 大人 189 円
 - 小児 94 円
 - ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合
 - 大人 210 円
 - 小児 105 円

(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでのIC運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とします。

第4章 IC 運賃の減算

(Suica 乗車券を使用する場合の IC 運賃の減算)

第38条 Suica 乗車券を第22条第1項の規定により使用する場合、出場駅において、入場駅から同一の取扱区間内を経由して最も低廉となる運賃計算経路で算出したIC運賃をSF残額から減算します。この場合、小児用のSuica乗車券においては小児のIC運賃を、その他のSuica乗車券においては大人のIC運賃を減算します。

(Suica 定期乗車券又はSuica 企画乗車券を使用する場合の IC 運賃の減算)

第39条 Suica 定期乗車券の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合及びSuica 企画乗車券の券面表示区間又は有効区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、当該乗車区間は、旅客規則第247条に規定する別途乗車として取り扱い、出場駅において、券面表示区間外又は有

効区間外に対して前条の規定により算出した IC 運賃を SF 残額から減算します。この場合、小児用の Suica 定期乗車券又は小児用の Suica 企画乗車券においては小児の IC 運賃を、その他の Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券においては、大人の IC 運賃を減算します。

- 2 前項にかかわらず、券面表示区間外又は有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前条の規定を準用することがあります。
- 3 前各項にかかわらず、他の旅客鉄道会社線にまたがる Suica 定期乗車券の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合で、入場駅又は出場駅が第 23 条第 1 項各号に定める区間に含まれないときは、券面表示区間外の乗車に対し IC 運賃は適用しません。

第 5 章 効力

(Suica 乗車券の効力)

第 40 条 第 22 条第 1 項の規定により使用する場合の Suica 乗車券の効力は次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車区間において、片道乗車 1 回に限り有効なものとしします。この場合、小児用の Suica 乗車券においては 1 枚をもって小児 1 人、その他の Suica 乗車券においては 1 枚をもって大人 1 人に限るものとしします。ただし、小児用以外の Suica 乗車券から大人の IC 運賃相当額を減算することを承諾して使用する場合には、小児 1 人が使用することができます。
- (2) 第 23 条第 1 項の各号に規定する同一の取扱区間内にある駅相互間を前号の規定により乗車する場合で乗車経路が環状線 1 周とならないときは、当該取扱区間内に限りいずれの経路も乗車することができます。
- (3) 途中下車の取扱いはしません。
- (4) 入場後は、当日に限り有効とします。

(Suica 定期乗車券の効力)

第 41 条 Suica 定期乗車券は、券面表示区間外であっても、同一の取扱区間内にある駅相互間であれば、前条の規定を準用して乗車することができます。

- 2 小児用の Suica 定期乗車券は、券面表示の当該定期乗車券の有効期間にかかわらず、当該小児用 Suica の有効期限を経過した場合は IC カード乗車券として使用できません。

(Suica 特別車両券の効力)

第 42 条 Suica 特別車両券を用いて特別車両に乗車する場合は、旅客規則第 175 条の規定を準用し、第 27 条第 2 項の規定により記録された有効区間、発売日に基づき乗車することができます。

(Suica 企画乗車券の効力)

第 42 条の 2 Suica 企画乗車券は、券面表示区間外又は有効区間外であっても、同一の取扱区間内にある駅相互間であれば、第 40 条の規定を準用して乗車することができます。

(Suica 乗車券が無効となる場合)

第 43 条 Suica 乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、SF を含めて無効として回収します。

- (1) 第 24 条第 5 項の規定に違反して乗車した場合
- (2) 第 24 条第 6 項の規定に違反して乗車した場合
- (3) 第 24 条第 7 項の規定に違反して乗車した場合
- (4) 第 24 条第 11 項の規定に違反して乗車した場合
- (5) 旅行開始後の Suica 乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (6) 係員の承諾を受けずに取扱区間外の区間を乗車した場合（ただし、第 23 条第 1 項第 2 号、

第3号、第5号、第6号、第8号及び第9号の規定により Suica 乗車可能区間を経由して乗車する場合を除きます。)

- (7) 係員の承諾なく自動改札機による改札を受けずに乗車した場合
- (8) 使用資格、氏名、年齢を偽って記名 Suica を使用した場合
- (9) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して記名 Suica を使用した場合
- (10) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 前項第1号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。

(Suica 定期乗車券が無効となる場合)

第44条 Suica 定期乗車券は、前条第1項第1号、第3号、第6号、第7号及び第10号の規定並びに旅客規則第168条の規定に該当する場合、SFを含めて無効として回収します。

(Suica 特別車両券が無効となる場合)

第45条 Suica 特別車両券は、第43条第1項第2号の規定及び旅客規則第176条の規定に該当する場合、無効とします。

(Suica 企画乗車券が無効となる場合)

第45条の2 Suica 企画乗車券は、第43条第1項第1号、第2号、第3号、第6号、第7号及び第10号の規定並びに旅客規則第167条の規定に該当する場合、SFを含めて無効として回収します。

(不正使用未遂の場合の取扱い)

第46条 偽造、変造又は不正に作成された Suica 乗車券、Suica 定期乗車券、Suica 特別車両券又は Suica 企画乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収します。

2 前項に規定するほか、Suica 乗車券、Suica 定期乗車券、Suica 特別車両券又は Suica 企画乗車券を不正乗車的手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがあります。

第6章 変更・払いもどし

(定期乗車券のみの払いもどし)

第47条 旅客は、記名 Suica に発売された定期乗車券が不要となった場合は、これを Suica 定期乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示し、当該 Suica 定期乗車券の記名人本人であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、次の各号により定期乗車券のみを払いもどします。ただし、別に定めるところにより、当該記名 Suica の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。

- (1) 券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払いもどします。
- (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から、旅客規則第277条又は連絡規則第99条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払いもどします。
- (3) 前各号により取り扱う場合は、手数料として定期乗車券1枚につき220円を収受します。

(注) Suica 定期乗車券が不要となり、SF残額と同時に払いもどしする場合は、第15条第3項の規定により取り扱います。

(Suica 特別車両券の変更)

第 48 条 使用開始前の Suica 特別車両券の変更の申込みがあったときは、旅客規則第 248 条の規定を準用し、乗車券類変更として取り扱います。

2 前項の場合で、新たな Suica 特別車両券に変更を行う場合は、原 Suica 特別車両券を払いもどしし、変更後の Suica 特別車両券を乗車券類発売機により発売するものとします。

3 使用開始後の Suica 特別車両券の区間の変更の申込みがあったときは、旅客規則第 249 条の規定を準用し、区間変更として取り扱います。

4 使用開始後の Suica 特別車両券の種類の変更の申込みがあったときは、旅客規則第 251 条の規定を準用し、種類変更として取り扱います。

(Suica 特別車両券の払いもどし)

第 49 条 旅客は、使用開始前の Suica 特別車両券が不要となったときは、これを Suica 特別車両券の払いもどしを行う駅に差し出して払いもどしを請求することができます。この場合、旅客規則第 272 条の規定を準用して取り扱います。

(Suica 企画乗車券の変更)

第 49 条の 2 使用開始前の Suica 企画乗車券の変更の申込みがあったときは、別に定めるところにより取り扱います。

(Suica 企画乗車券のみの払いもどし)

第 49 条の 3 旅客は、使用開始前の Suica 企画乗車券が不要となったときは、これを Suica 企画乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して払いもどしを請求することができます。この場合、別に定めるところにより取り扱います。

第 7 章 特殊取扱い

(Suica 乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第 50 条 第 43 条第 1 項の各号の 1 に該当する場合は、乗車駅からの区間に対する旅客規則により算出した普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受します。

2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第 266 条の規定を準用します。

(Suica 定期乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第 51 条 第 44 条の規定に該当し Suica 定期乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。

(1) 第 43 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 10 号の規定に該当する場合、前条の規定を適用して取り扱います。

(2) 旅客規則第 168 条の規定に該当する場合

ア 旅客規則第 265 条の規定を適用して取り扱います。

イ 前アの規定により取り扱うほか、旅客規則第 168 条の第 1 号から第 5 号及び第 7 号から第 9 号の各号の 1 に該当するときは、不正使用を発見したときの実際乗車区間（券面表示区間を除きます。）について旅客規則により算出した普通旅客運賃及びその 2 倍に相当する額の増運賃を合わせて收受します。

(Suica 特別車両券の不正使用等に対する増料金の收受)

第 52 条 第 45 条の規定により Suica 特別車両券を無効とする場合、旅客規則第 267 条の規定を準

用して取り扱います。

(Suica 企画乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第 52 条の 2 第 45 条の 2 の規定に該当し Suica 企画乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。

- (1) 第 43 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 10 号の規定に該当する場合、第 50 条の規定を適用して取り扱います。
- (2) 旅客規則第 167 条の規定に該当する場合
 - ア 旅客規則第 264 条及び第 266 条の規定を準用して取り扱います。
 - イ 前アの規定により取り扱うほか、旅客規則第 167 条の第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号及び第 11 号の各号の 1 に該当するときは、不正使用を発見したときの実際乗車区間（券面表示区間を除きます。）について旅客規則により算出した普通旅客運賃及びその 2 倍に相当する額の増運賃を合わせて収受します。

(Suica 特別車両券の紛失時の取扱い)

第 53 条 Suica 特別車両券を紛失した場合は、旅客規則第 268 条及び第 269 条の規定を準用して取り扱います。

(入場駅と同一駅で出場する場合の取扱い)

第 54 条 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場することなく再び入場駅まで乗車して出場する場合は、第 38 条の規定にかかわらず、実際乗車区間（券面表示区間内又は有効区間内での乗車を除きます。）に対する IC 運賃を支払い、当該 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券の出場処理を受けなければなりません。

- 2 Suica 乗車券を使用して入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、旅客規則第 300 条の規定に基づき当該入場駅の入場料金相当額を支払い、当該 Suica 乗車券に対する出場処理を受けなければなりません。
- 3 Suica 定期乗車券を使用して当該券面表示区間外の駅で入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 Suica 企画乗車券を使用して券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅で入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、第 2 項の規定に準じて取り扱います。

(Suica 入場サービスの取扱い)

第 54 条の 2 前条第 2 項の規定にかかわらず、Suica 乗車券を使用して入場後 2 時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、別表第 5 号の 4 に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして取り扱い、自動改札機による改札を受けて出場したときに、当該入場駅における旅客規則第 295 条第 1 項第 1 号イ又はロに規定する料金を SF 残額から減算します。ただし、簡易 Suica 改札機から出場する場合及び新幹線用の改札機並びに他の鉄道会社線との接続駅に設置している乗換改札機を利用する場合を除きます。

- 2 前条第 3 項の規定にかかわらず、Suica 定期乗車券を使用して券面表示区間外の駅で入場後 2 時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、別表第 5 号の 4 に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして前項の規定に準じて取り扱います。
- 3 前条第 4 項の規定にかかわらず、Suica 企画乗車券を使用して券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅で入場後 2 時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、別表第 5 号の 4 に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして第 1 項の規定に準じて取り扱います。

(Suica 特別車両券の有効期間の延長及び特別車両料金の払いもどしの特例)

- 第 55 条 Suica 特別車両券を所持する場合で、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、旅客規則第 280 条の規定を準用し、直ちに当該 Suica 特別車両券を係員に呈示し、係員がその事実を認めた場合に限り、有効期間の延長（ただし、その翌日までに限ります。）又は特別車両料金の払いもどしを請求することができます。
- 2 前項の規定により Suica 特別車両券の有効期間を延長する場合は、原券に適用された特別車両料金と実際の乗車日に適用される特別車両料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしません。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

- 第 56 条 Suica 定期乗車券を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第 282 条に定める定期乗車券の規定により取り扱います。
- 2 Suica 乗車券を所持し乗車する旅客、Suica 定期乗車券を所持し券面表示区間外を乗車する旅客又は Suica 企画乗車券を所持し券面表示区間外又は有効区間外を乗車する旅客が自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の 1 に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ、請求することができます。
- (1) 発駅まで無賃送還をするとき
乗車区間の運賃は収受しないものとし、無賃送還後に発駅において、当該 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券に対する出場処理を行います。
 - (2) 旅行を中止したとき又は発駅に至る途中駅まで送還したとき
旅行中止駅において発駅から当該駅までの区間について第 38 条及び第 39 条の規定により算出した IC 運賃を収受します。
 - (3) 不通区間を別途旅行するとき
運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの区間について前号の規定により取り扱います。
- 3 Suica 特別車両券を所持し乗車する旅客が、車内改札機又は乗務員による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第 282 条、第 282 条の 2 第 1 項第 3 号、第 283 条、第 284 条、第 285 条、第 286 条及び第 290 条の 2 の規定を準用して取り扱います。
- 4 Suica 企画乗車券を所持し券面表示区間内又は有効区間内を乗車する旅客が自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、別に定めるところにより取り扱います。

(Suica 特別車両券の誤乗の取扱方)

- 第 57 条 旅客が旅客規則第 291 条に規定する無賃送還の取扱いを受ける場合には、旅客規則第 292 条の規定を準用して取り扱います。

(Suica 特別車両券の誤購入の取扱方)

- 第 58 条 旅客が誤ってその希望する Suica 特別車両券と異なる Suica 特別車両券を購入した場合は、別に定めるところにより取り扱います。

(Suica 企画乗車券の誤購入の取扱方)

- 第 58 条の 2 旅客が誤ってその希望する Suica 企画乗車券と異なる Suica 企画乗車券を購入した場合は、別に定めるところにより取り扱います。

第3編 IC カード乗車券の相互利用

第1章 通則

(他社線での IC カード乗車券による乗車の取扱い)

第59条 第23条の規定にかかわらず、別表第6号及び別表第6号の2に掲げる当社以外の交通事業者（以下、「他社」といいます。）が経営する路線（以下、「他社線」といいます。）内の IC カード乗車券が利用できる駅及び車両において、IC カード乗車券による乗車等の取扱いを行います。

- 2 Suica 定期乗車券で前項により別表第6号の2に掲げる他社線を乗車する場合は、当該 Suica 定期乗車券は Suica 乗車券として乗車等の取扱いを行います。
- 3 Suica 企画乗車券で第1項により別表第6号の2に掲げる他社線を乗車する場合は、Suica 企画乗車券に有効な別表第6号の2に掲げる他社線を乗車する場合を除き、当該 Suica 企画乗車券は Suica 乗車券として乗車等の取扱いを行います。

(他社線内における取扱い)

第60条 他社線内における IC カード乗車券による乗車等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。

- 2 前項による取扱いに必要な範囲で、当社は、当該 IC カード乗車券に関して当社が保有する個人情報を当該他社に提供することがあります。

(当社以外の事業者が発行した IC カード等による当社線内における乗車の取扱い)

第61条 当社以外の事業者が発行した IC カード等のうち、当社と相互に利用が可能なものについては、当社線内において IC カード乗車券に準じて乗車等の取扱いを行います。

- 2 当社線内で IC カード乗車券に準じて利用できる IC カード等が発行する事業者（以下、これらを「発行会社」といいます。）は次のとおりとします。

- (1) 東京モノレール株式会社
- (2) 東京臨海高速鉄道株式会社
- (3) 株式会社パスモ
- (4) 北海道旅客鉄道株式会社
- (5) 株式会社名古屋交通開発機構
- (6) 株式会社エムアイシー
- (7) 東海旅客鉄道株式会社
- (8) 株式会社スルッと KANSAI
- (9) 西日本旅客鉄道株式会社
- (10) 九州旅客鉄道株式会社
- (11) 株式会社ニモカ
- (12) 福岡市交通局
- (13) 仙台市交通局（第23条第1項第4号、第5号及び第6号に定める区間に限る。）

- 3 前項に規定する発行会社が発行した IC カード等で、当社線内において乗車等の取扱いをする場合は、第12条から第14条、第16条から第25条、第27条、第28条から第46条、第48条、第49条、第50条から第58条の規定を準用します。

(注) 第16条及び第17条の規定のうち再発行請求の受付以外の取扱い、第24条第11項の規定のうち再印字の取扱い、同条第12項、第14項から第16項に規定する IC カード乗車券の

発売等の取扱い並びに第 15 条、第 26 条、第 27 条の 2、第 47 条、第 49 条の 2 及び第 49 条の 3 に規定する取扱いは、当該 IC カード等の発行会社（定期乗車券等が発売された IC カード等の場合は、当該定期乗車券等を発売した会社）の定めるところによります。

- 4 前項にかかわらず、第 2 項第 4 号及び第 7 号に規定する発行会社の IC カード等にあつては、第 16 条及び第 17 条に規定する再発行の取扱いを行いません。
- 5 第 3 項にかかわらず、第 2 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号から第 13 号に規定する発行会社の IC カード等にあつては、第 16 条並びに第 17 条に規定する再発行の取扱い及び第 27 条に規定する Suica 特別車両券の発売を行いません。
- 6 第 3 項にかかわらず、第 2 項第 3 号に規定する発行会社が発行した IC カード等のうち、携帯情報端末については、第 27 条に規定する Suica 特別車両券の発売を行わないほか、第 12 条から第 17 条及び第 22 条に規定する取扱いの一部を行わない場合があります。
- 7 第 14 条の規定にかかわらず、第 2 項第 3 号から第 13 号に規定する発行会社の IC カード等の利用履歴の印字は、最近の利用履歴から 20 件に限りさかのぼることができます。

（他社の乗車券類の無効回収）

第 62 条 第 43 条、第 44 条又は第 45 条の 2 の規定により Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券を無効として回収する場合は、第 60 条の規定により当該 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券に発売された他社の乗車券類も無効として回収します。

第 2 章 複数の鉄道会社線に乗継ぐ場合の旅客の取扱い

（接続駅で改札を受けずに乗継ぐ場合の運賃の減算）

第 63 条 Suica 乗車券（第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号に規定する発行会社の IC カード等で Suica 乗車券に相当するものを含む。以下、本章において同じ。）で入場し、接続駅において改札を受けることなく当社線を含む複数の鉄道会社線（合わせて 4 社以内に限ります。）に乗継いで乗車する場合は、出場駅において、次の各号に定める金額を SF 残額から減算します。

- (1) 第 2 号及び第 3 号に該当しない場合は、第 38 条の規定による当社の IC 運賃と鉄道会社毎に定める普通旅客運賃（鉄道会社毎に IC カード等に適用する運賃がある場合は、IC 運賃に相当する運賃。以下、本章において同じ。）との合算額（以下、「IC 運賃等」といいます。）
- (2) 乗車区間の入場駅及び出場駅が当社線となる場合は、両駅間の経路に他の鉄道会社線を含むときであっても、全乗車区間について当社線を利用した場合の第 38 条の規定による当社の IC 運賃
- (3) 別に定める乗継割引適用区間又は他の鉄道会社が定める割引適用区間が乗車区間に含まれる場合は、第 1 号の規定により算出した金額から当該割引額を差し引いた金額

（他の鉄道会社線から当社線に乗継いで乗車する場合の割引の適用）

第 64 条 Suica 乗車券で他の鉄道会社線の駅から入場し、接続駅を経由して当社線の駅で出場する場合（前条に規定する接続駅において改札を受けることがない場合を除きます。）で、別に定める乗継割引適用区間を乗車したときは、第 38 条の規定にかかわらず当該出場駅において当社の IC 運賃から割引額を差し引いた金額を SF 残額から減算することがあります。

（割引の適用が重複した場合の取扱い）

第 65 条 Suica 乗車券の乗車区間について第 63 条第 3 号又は前条に規定する割引の適用が重複する場合にあつては、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用します。

(2) 割引額が同一の場合には、乗車区間において最初に発生する割引を適用します。

(Suica 定期乗車券の券面表示区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算)

第 66 条 Suica 定期乗車券（第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号及び第 7 号に規定する発行会社の IC カード等で Suica 定期乗車券に相当するものを含む。以下、本章において同じ。）の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅において、券面表示区間外に対して第 63 条から前条の規定を準用して算出した IC 運賃等を減算します。この場合、小児用の Suica 定期乗車券にあつては小児の IC 運賃等を、その他の Suica 定期乗車券にあつては大人の IC 運賃等を減算します。

2 前項の規定にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前項の規定を準用することがあります。

(Suica 企画乗車券の券面表示区間外又は有効区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算)

第 66 条の 2 Suica 企画乗車券（第 61 条第 2 項第 3 号に規定する発行会社の IC カード等で Suica 企画乗車券に相当するものを含む。以下、本章において同じ。）の券面表示区間又は有効区間と券面表示区間外又は有効区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅において、当該 Suica 企画乗車券の券面表示区間外又は有効区間外に対して前条の規定を準用して算出した IC 運賃等を減算します。この場合、小児用の Suica 企画乗車券においては小児の IC 運賃等を、その他の Suica 企画乗車券においては大人の IC 運賃等を減算します。

2 前項の規定にかかわらず、Suica 企画乗車券の券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前項の規定を準用することがあります。

(複数の鉄道会社線を乗継ぐ場合の Suica 乗車券の効力)

第 67 条 接続駅において改札を受けることなく乗継いで乗車する場合は、片道乗車 1 回に限ります。ただし、Suica 乗車券を使用できない区間及び鉄道会社線をまたがって乗車することはできません。

2 途中下車の取扱いはしません。

3 入場後は、当日に限り有効とします。

別表第1号（第23条） 東京附近のICカード乗車券取扱区間

線 区	区 間
東海道本線	東京・熱海間（除く新幹線）、品川・新川崎・鶴見・羽沢横浜国大間
山手線	品川・田端間
赤羽線	池袋・赤羽間
南武線	川崎・立川間、尻手・浜川崎間
鶴見線	鶴見・扇町間、浅野・海芝浦間、武蔵白石・大川間
武蔵野線	府中本町・西船橋間
横浜線	東神奈川・八王子間
根岸線	横浜・大船間
横須賀線	大船・久里浜間
相模線	茅ヶ崎・橋本間
伊東線	熱海・伊東間
中央本線	東京・塩尻間（除く川岸、辰野、信濃川島、小野）
青梅線	立川・奥多摩間
五日市線	拝島・武蔵五日市間
八高線	八王子・倉賀野間
篠ノ井線	塩尻・松本間
東北本線	東京・黒磯間（除く新幹線）、日暮里・尾久・赤羽間、赤羽・武蔵浦和・大宮間
川越線	大宮・高麗川間
高崎線	大宮・高崎間（除く新幹線）
上越線	高崎・水上間
両毛線	新前橋・小山間
水戸線	小山・友部間
日光線	宇都宮・日光間
常磐線	日暮里・浪江間（除く偕楽園）
信越本線	高崎・横川間
総武本線	東京・銚子間、錦糸町・御茶ノ水間
京葉線	東京・蘇我間、市川塩浜・西船橋・南船橋間
外房線	千葉・安房鴨川間
内房線	蘇我・安房鴨川間
成田線	佐倉・松岸間、成田・我孫子間、成田・成田空港間
鹿島線	香取・鹿島サッカースタジアム間
東金線	成東・大網間

別表第1号の2 (第23条) 東京附近のSuica乗車可能区間及びSuica乗車可能駅

線 区	Suica 乗車可能区間	Suica 乗車可能駅
中央本線	岡谷・辰野・塩尻間	
小海線	小淵沢・野辺山間	清里、野辺山
吾妻線	渋川・万座・鹿沢口間	中之条、長野原草津口、万座・鹿沢口
水郡線	水戸・常陸大子間、上菅谷・常陸太田間	上菅谷、常陸大宮、常陸大子、常陸太田

別表第2号 (第23条) 仙台附近のICカード乗車券取扱区間

線 区	区 間
東北本線	矢吹・小牛田間 (除く新幹線)、岩切・利府間、松島・高城町間
常磐線	小高・岩沼間
仙山線	仙台・愛子間
仙石線	あおば通・石巻間
磐越東線	船引・郡山間
磐越西線	郡山・郡山富田間
陸羽東線	小牛田・古川間

別表第2号の2 (第23条) 仙台附近のSuica乗車可能区間及びSuica乗車可能駅

線 区	Suica 乗車可能区間	Suica 乗車可能駅
東北本線	小牛田・平泉間 (除く新幹線)	一ノ関、平泉
仙山線	愛子・羽前千歳間	作並、山寺
石巻線	小牛田・石巻間	
磐越西線	郡山富田・喜多方間	磐梯熱海、猪苗代、会津若松、喜多方
奥羽本線	福島・新庄間 (特別急行列車に乗車する場合を除く)	山形 (福島・新庄間に運転する特別急行列車に乗車する場合を除く)
陸羽東線	古川・新庄間	鳴子温泉

別表第3号 (第23条) 新潟附近のICカード乗車券取扱区間

線 区	区 間
信越本線	宮内・新潟間 (除く新幹線)
越後線	吉田・新潟間
弥彦線	東三条・弥彦間
磐越西線	五泉・新津間
羽越本線	新津・新発田間
白新線	新発田・新潟間

別表第3号の2 (第23条) 新潟附近のSuica乗車可能区間及びSuica乗車可能駅

線 区	Suica 乗車可能区間	Suica 乗車可能駅
上越線	小千谷・宮内間	小千谷
信越本線	直江津・宮内間	直江津、柏崎
越後線	柏崎・吉田間	
羽越本線	新発田・村上間	中条、坂町、村上

別表第4号 (第23条) Suica特別車両券の取扱区間

線 区	区 間
東海道本線	東京・熱海間 (除く新幹線)、品川・新川崎・鶴見間
山手線	品川・田端間
赤羽線	池袋・赤羽間
横須賀線	大船・久里浜間
伊東線	熱海・伊東間
東北本線	東京・黒磯間 (除く新幹線)、日暮里・尾久・赤羽間
高崎線	大宮・高崎間 (除く新幹線)
上越線	高崎・新前橋間
両毛線	新前橋・前橋間
常磐線	日暮里・高萩間 (除く偕楽園)
総武本線	東京・成東間
外房線	千葉・上総一ノ宮間
内房線	蘇我・君津間
成田線	佐倉・成田間、成田・成田空港間

別表第5号 (第24条) 新幹線でのICカード乗車券取扱区間

線 区	区 間
東北新幹線	東京・那須塩原間、郡山・古川間
上越新幹線	大宮・上毛高原間、長岡・新潟間
北陸新幹線	高崎・上越妙高間 (ただし、安中榛名・上越妙高間は第26条第4項に規定する別に運送条件を定めたSuica定期乗車券に限る。)

別表第5号の2 (第23条の2) 取扱区間以外の特殊取扱駅

線 区	取扱箇所
東北新幹線	新白河、くりこま高原、一ノ関・新青森間の各駅
上越新幹線	越後湯沢、浦佐
北陸新幹線	安中榛名・上越妙高間の各駅
上越線	ガーラ湯沢
田沢湖線	大曲、角館、田沢湖、雫石
奥羽本線	米沢、高畠、赤湯、かみのやま温泉、山形、天童、さくらんぼ東根、村山、大石田、新庄、秋田

別表第5号の3（第26条） 他の旅客鉄道会社線にまたがる連絡運輸となるSuica定期乗車券を発売する連絡運輸会社

鉄道会社名
伊豆急行株式会社
小田急電鉄株式会社

別表第5号の4（第54条の2） Suica入場サービスの取扱駅

1 東京附近の取扱駅

線 区	取扱箇所
東海道本線	東京・熱海間（除く早川及び根府川）、品川・新川崎・鶴見間
山手線	品川・田端間
赤羽線	池袋・赤羽間
南武線	川崎・立川間
鶴見線	鶴見
武蔵野線	府中本町・西船橋間
横浜線	東神奈川・八王子間
根岸線	横浜・大船間
横須賀線	大船・久里浜間
相模線	茅ヶ崎、北茅ヶ崎、香川、寒川、海老名、上溝、南橋本、橋本
伊東線	熱海、伊東
中央本線	東京・上野原間、大月、塩山、山梨市、石和温泉、甲府、竜王、韮崎、茅野、上諏訪、下諏訪、岡谷、塩尻
青梅線	立川・青梅間
五日市線	拝島、東秋留・武蔵五日市間
八高線	八王子、北八王子、拝島、箱根ヶ崎、東飯能、群馬藤岡、倉賀野
篠ノ井線	塩尻、村井、松本
東北本線	東京・宇都宮間、尾久、氏家、矢板、西那須野・黒磯間、北赤羽・北与野間
川越線	大宮・川越間
高崎線	大宮・高崎間
上越線	高崎・新前橋間、渋川、沼田、水上
両毛線	新前橋、前橋、駒形、伊勢崎、桐生、足利、佐野、栃木、小山
水戸線	小山、結城、下館、笠間、友部
日光線	宇都宮、日光
常磐線	日暮里・日立間（除く綾瀬及び（臨）偕楽園）、十王、高萩、磯原、勿来・湯本間、いわき

信越本線	高崎、安中、横川
総武本線	東京・佐倉間、八街、成東、旭、銚子、錦糸町・御茶ノ水間
京葉線	東京・蘇我間、西船橋
外房線	千葉・大網間、本納、茂原、上総一ノ宮、大原、勝浦、安房鴨川
内房線	蘇我・君津間、館山、安房鴨川
成田線	佐倉・成田間、佐原、安食・湖北間、空港第2ビル、成田空港
東金線	成東、東金、大網

2 仙台附近の取扱駅

線 区	取扱箇所
東北本線	郡山、福島、白石、大河原・岩沼間、名取・松島間、鹿島台、小牛田、利府、一ノ関
常磐線	原ノ町、亘理、岩沼
仙山線	仙台・国見間、陸前落合、愛子
仙石線	あおば通・東塩釜間、松島海岸、矢本、石巻
磐越東線	郡山
磐越西線	郡山、会津若松
陸羽東線	小牛田、古川
奥羽本線	山形

3 新潟附近の取扱駅

線 区	取扱箇所
信越本線	柏崎、長岡、見附、三条、東三条、加茂、新津・新潟間
越後線	吉田、巻、内野・新潟間
弥彦線	東三条、吉田
磐越西線	新津、五泉
羽越本線	新津、新発田、中条、村上
白新線	新発田、豊栄・新潟間

別表第5号の5(第35条) 東京附近における大人のIC運賃を特定の額とする区間及び額

(円)		(円)		(円)	
区 間	IC 運賃	区 間	IC 運賃	区 間	IC 運賃
東 京・西 船 橋	308	東 中 野・高 尾	561	高輪ゲートウェイ・久里浜	935
上 野・成 田	935	東 中 野・西八王子	561	高輪ゲートウェイ・横須賀	814
上 野・下総松崎	935	東 中 野・八 王 子	482	高輪ゲートウェイ・田 浦	814
上 野・安 食	935	東 中 野・豊 田	482	高輪ゲートウェイ・東 逗 子	814
上 野・小 林	935	東 中 野・拝 島	473	品 川・久里浜	935
鶯 谷・成 田	935	中 野・高 尾	561	品 川・衣 笠	814
鶯 谷・下総松崎	935	中 野・西八王子	561	品 川・横 須 賀	814
鶯 谷・安 食	935	中 野・八 王 子	482	品 川・田 浦	814
鶯 谷・小 林	935	高 円 寺・高 尾	561	品 川・東 逗 子	814
日 暮 里・成 田	935	高 円 寺・八 王 子	482	品 川・逗 子	726
日 暮 里・下総松崎	935	阿佐ヶ谷・高 尾	561	品 川・横 浜	293
日 暮 里・安 食	935	阿佐ヶ谷・八 王 子	482	品 川・東神奈川	293
三 河 島・成 田	935	渋 谷・吉 祥 寺	220	品 川・新 子 安	293
三 河 島・下総松崎	935	渋 谷・桜 木 町	473	大 井 町・久里浜	935
三 河 島・安 食	935	渋 谷・横 浜	396	大 井 町・衣 笠	814
南 千 住・成 田	935	渋 谷・東神奈川	396	大 井 町・横 須 賀	814
南 千 住・下総松崎	935	渋 谷・新 子 安	396	大 井 町・田 浦	814
南 千 住・安 食	935	恵 比 寿・横 浜	396	大 井 町・逗 子	726
北 千 住・成 田	935	恵 比 寿・東神奈川	396	大 井 町・横 浜	293
北 千 住・下総松崎	935	目 黒・横 浜	396	大 井 町・東神奈川	293
綾 瀬・成 田	935	新 橋・久里浜	935	大 井 町・新 子 安	293
綾 瀬・下総松崎	935	新 橋・衣 笠	935	大 森・衣 笠	814
亀 有・成 田	935	新 橋・横 須 賀	935	大 森・横 須 賀	814
金 町・成 田	935	新 橋・田 浦	814	大 森・横 浜	293
新 宿・高 尾	561	新 橋・東 逗 子	814	大 森・東神奈川	293
新 宿・西八王子	561	新 橋・逗 子	814	蒲 田・衣 笠	814
新 宿・八 王 子	482	浜 松 町・久里浜	935	西 大 井・久里浜	935
新 宿・豊 田	482	浜 松 町・衣 笠	935	西 大 井・衣 笠	814
新 宿・日 野	482	浜 松 町・横 須 賀	814	西 大 井・横 須 賀	814
新 宿・拝 島	473	浜 松 町・田 浦	814	西 大 井・田 浦	814
新 宿・昭 島	473	浜 松 町・東 逗 子	814	西 大 井・逗 子	726
新 宿・中 神	473	浜 松 町・逗 子	814	西 大 井・横 浜	293
大 久 保・高 尾	561	田 町・久里浜	935	西 大 井・東神奈川	293
大 久 保・西八王子	561	田 町・衣 笠	935	西 大 井・新 子 安	293
大 久 保・八 王 子	482	田 町・横 須 賀	814	武蔵小杉・衣 笠	814
大 久 保・豊 田	482	田 町・田 浦	814	横 浜・田 浦	473
大 久 保・拝 島	473	田 町・東 逗 子	814	横 浜・逗 子	346
大 久 保・昭 島	473	田 町・逗 子	814	横 浜・鎌 倉	346
				保土ヶ谷・逗 子	346

別表第6号（第59条） ICカード乗車券が利用できる交通事業者（鉄道）

鉄道会社名
北海道旅客鉄道株式会社
札幌市交通局
一般財団法人札幌市交通事業振興公社
仙台空港鉄道株式会社
仙台市交通局
埼玉新都市交通株式会社
伊豆急行株式会社
富士急行株式会社
沖縄都市モノレール株式会社
東京モノレール株式会社
東京臨海高速鉄道株式会社
伊豆箱根鉄道株式会社
江ノ島電鉄株式会社
小田急電鉄株式会社
京王電鉄株式会社
京成電鉄株式会社
京浜急行電鉄株式会社
埼玉高速鉄道株式会社
相模鉄道株式会社
首都圏新都市鉄道株式会社
湘南モノレール株式会社
新京成電鉄株式会社
西武鉄道株式会社
東急電鉄株式会社
東京地下鉄株式会社
東京都交通局
東武鉄道株式会社
東葉高速鉄道株式会社
箱根登山鉄道株式会社
北総鉄道株式会社
株式会社舞浜リゾートライン
株式会社ゆりかもめ
横浜高速鉄道株式会社
横浜市交通局
関東鉄道株式会社
株式会社横浜シーサイドライン
千葉都市モノレール株式会社
多摩都市モノレール株式会社
名古屋市交通局
名古屋臨海高速鉄道株式会社
名古屋鉄道株式会社
豊橋鉄道株式会社
愛知高速交通株式会社

東海旅客鉄道株式会社
愛知環状鉄道株式会社
京阪電気鉄道株式会社
阪急電鉄株式会社
大阪市高速電気軌道株式会社
阪神電気鉄道株式会社
大阪モノレール株式会社
北大阪急行電鉄株式会社
南海電気鉄道株式会社
泉北高速鉄道株式会社
神戸市交通局
近畿日本鉄道株式会社
京都市交通局
静岡鉄道株式会社
水間鉄道株式会社
京福電気鉄道株式会社
能勢電鉄株式会社
山陽電気鉄道株式会社
神戸新交通株式会社
阪堺電気軌道株式会社
神戸電鉄株式会社
叡山電鉄株式会社
岡山電気軌道株式会社
西日本旅客鉄道株式会社
四国旅客鉄道株式会社
広島電鉄株式会社
広島高速交通株式会社
高松琴平電気鉄道株式会社
あいの風とやま鉄道株式会社
IR いしかわ鉄道株式会社
四日市あすなろう鉄道株式会社
富山地方鉄道株式会社
福岡市交通局
西日本鉄道株式会社
熊本市交通局
筑豊電気鉄道株式会社
函館市企業局
松浦鉄道株式会社
長崎電気軌道株式会社
九州旅客鉄道株式会社
北九州高速鉄道株式会社
熊本電気鉄道株式会社

別表第 6 号の 2 (第 59 条) IC カード乗車券が利用できる交通事業者 (バス)

バス事業者名
東日本旅客鉄道株式会社
ジェイアールバス関東株式会社
新潟交通株式会社
ジェイ・アール北海道バス株式会社
株式会社じょうてつ
北海道中央バス株式会社
仙台市交通局
宮城交通株式会社
ジェイアールバステック株式会社
越後交通株式会社
頸城自動車株式会社
泉観光バス株式会社
アイ・ケーアライアンス株式会社
新潟交通観光バス株式会社
株式会社ミヤコーバス
ジェイアールバス東北株式会社
蒲原鉄道株式会社
岩手県交通株式会社
関東自動車株式会社
イーグルバス株式会社
伊豆箱根バス株式会社
株式会社江ノ電バス
小田急バス株式会社
小田急シティバス株式会社
神奈川中央交通株式会社
神奈川中央交通東株式会社
神奈川中央交通西株式会社
神奈中観光株式会社
神奈中タクシー株式会社
川崎市交通局
川崎鶴見臨港バス株式会社
関越交通株式会社
関東鉄道株式会社
関鉄観光バス株式会社
関鉄グリーンバス株式会社
関鉄パープルバス株式会社
関東バス株式会社
京王電鉄バス株式会社
京王バス株式会社
京王バス小金井株式会社
京成バス株式会社
成田空港交通株式会社
千葉中央バス株式会社

千葉海浜交通株式会社
千葉内陸バス株式会社
東京ベイシティ交通株式会社
ちばフラワーバス株式会社
ちばレインボーバス株式会社
ちばシティバス株式会社
ちばグリーンバス株式会社
京成タウンバス株式会社
京成トランジットバス株式会社
京成バスシステム株式会社
京浜急行バス株式会社
国際興業株式会社
小湊鐵道株式会社
相鉄バス株式会社
西武バス株式会社
西武観光バス株式会社
立川バス株式会社
千葉交通株式会社
京成タクシー成田株式会社
東急バス株式会社
株式会社東急トランセ
東京空港交通株式会社
株式会社リムジン・パッセンジャーサービス
東京都交通局
東武バスセントラル株式会社
東武バスウエスト株式会社
東武バス日光株式会社
朝日自動車株式会社
茨城急行自動車株式会社
国際十王交通株式会社
川越観光自動車株式会社
阪東自動車株式会社
東洋バス株式会社
千葉シーサイドバス株式会社
西東京バス株式会社
日東交通株式会社
箱根登山バス株式会社
小田急箱根高速バス株式会社
株式会社東海バス
日立自動車交通株式会社
富士急モビリティ株式会社
株式会社フジエクスプレス
富士急湘南バス株式会社
富士急バス株式会社
富士急シティバス株式会社

富士急静岡バス株式会社
船橋新京成バス株式会社
松戸新京成バス株式会社
平和交通株式会社
あすか交通株式会社
西岬観光株式会社
山梨交通株式会社
横浜市交通局
横浜交通開発株式会社
名古屋市交通局
名古屋ガイドウェイバス株式会社
名鉄バス株式会社
豊栄交通株式会社
株式会社オーワ
京都市交通局
水間鉄道株式会社
しずてつジャストライン株式会社
南海バス株式会社
南海ウイングバス金岡株式会社
西日本ジェイアールバス株式会社
近鉄バス株式会社
高槻市交通部
京都バス株式会社
神姫バス株式会社
神姫ゾーンバス株式会社
神姫グリーンバス株式会社
株式会社ウエスト神姫
阪急バス株式会社
神鉄バス株式会社
大阪空港交通株式会社
奈良交通株式会社
エヌシーバス株式会社
京阪バス株式会社
京阪京都交通株式会社
京都京阪バス株式会社
江若交通株式会社
阪神バス株式会社
尼崎交通事業振興株式会社
南海ウイングバス南部株式会社
三重交通株式会社
三交伊勢志摩交通株式会社
三重急行自動車株式会社
八風バス株式会社
本四海峡バス株式会社
神戸市交通局

神戸交通振興株式会社
岡山電気軌道株式会社
両備ホールディングス株式会社
下津井電鉄株式会社
中鉄バス株式会社
関西空港交通株式会社
大阪シティバス株式会社
淡路交通株式会社
伊丹市交通局
南海りんかんバス株式会社
和歌山バス株式会社
和歌山バス那賀株式会社
山陽バス株式会社
広島電鉄株式会社
エイチ・ディー西広島株式会社
瀬戸内海汽船株式会社
宮島松大汽船株式会社
広島観光開発株式会社
JR 西日本宮島フェリー株式会社
瀬戸内産交株式会社
さんようバス株式会社
有限会社なべタクシー
富士交通株式会社
有限会社野呂山タクシー
朝日交通株式会社
有限会社東和交通
呉交通株式会社
有限会社倉橋交通
いわくにバス株式会社
広島バス株式会社
広島交通株式会社
広交観光株式会社
芸陽バス株式会社
備北交通株式会社
中国ジェイアールバス株式会社
石見交通株式会社
鞆鉄道株式会社
株式会社フォーブル
株式会社中国バス
株式会社井笠バスカンパニー
有限会社君田交通
ことでんバス株式会社
江田島バス株式会社
廿日市交通株式会社
ひろでんモビリティサービス株式会社

近江鉄道株式会社
湖国バス株式会社
松江市交通局
一畑バス株式会社
西日本鉄道株式会社
西鉄バス北九州株式会社
西鉄バス佐賀株式会社
西鉄バス久留米株式会社
西鉄バス筑豊株式会社
西鉄バス大牟田株式会社
西鉄バス宗像株式会社
西鉄バス二日市株式会社
日田バス株式会社
昭和自動車株式会社
大分交通株式会社
大分バス株式会社
亀の井バス株式会社
JR九州バス株式会社
宮崎交通株式会社
佐賀市交通局
函館バス株式会社
祐徳バス株式会社
九州急行バス株式会社
長崎県交通局
長崎県央バス株式会社
西肥自動車株式会社
させぼバス株式会社
サンデン交通株式会社
九州産交バス株式会社
産交バス株式会社
熊本電気鉄道株式会社
熊本バス株式会社
熊本都市バス株式会社
長崎自動車株式会社
さいかい交通株式会社